よこはまシニア通信

老人福祉センターで、 健康づくり・趣味づくり・仲間づくり

老人福祉センターは、地域の高齢者の皆さんが健康で明るい生活を送るこ とができるよう、健康づくりやレクリエーションの機会を提供し、社会参加 を支援するための施設です。介護予防の知識と実技を学ぶ機会として介護予 防教室や健康教育・講座をはじめとした、さまざまな活動をしていますので、 ぜひ参加してください。センターは各区に1館ずつあります。老人福祉セン ターの活動などについては、各センターに問い合わせてください。

活動内容

趣味、健康維持のための講座などを開催 (料理、手芸、健康体操、ウォーキングなど)

●市内在住の60歳以上の人と、その付添いの人

利用 できる人

利用時間

市内在住者の父母・ 祖父母または子で、 60歳以上の人



9時~17時

▲南寿荘(南センター)で実施した健康体

|健康福祉局 老人福祉センター 検索

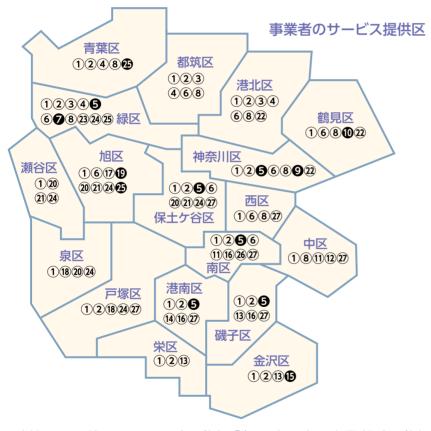
【問合せ】健康福祉局 老人福祉センター 図671-2406 図550-3613

生活あんしんサポート事業

~横浜市生活支援サービス高齢者見守り協働事業~

生活あんしんサポート事業は、掃除、配食、草むしり、電球交換、買い 物代行・同行など、日常の困りごとを民間事業者が手伝う事業です。 サービス提供時、利用者に異変などがあった場合は、親族へ連絡する など見守りを行います。

サービス内容や利用料金*などについては、「事業者一覧」と「事業者 のサービス提供区」から事業者を選び、直接問い合わせてください。 ※問合せの内容や氏名、住所などの個人情報は当事業以外では利用しません。



- 略地図に記載されている番号(例:①)は、右の表の事業者番号(例: 「①ユーコープ」) に対応しています。
- 略地図の白丸の番号(例:②)は区内の全域で、黒丸の番号(例:③) は区内の一部地域でのみ、事業者がサービスを提供していること を表しています。
- ●事業者によっては1日の利用者数が限定されていることなどから、 希望日にサービスの提供を受けられない場合があります。

【問合せ】健康福祉局高齢在宅支援課 図671-2405 図550-3612

■事業者一覧

※サービス・商品の代金は自己負担です(公的サービスではありません)。

🚹 … 生活支援(家事援助など) 📅 … 買い物代行・同行

他 … その他(配食・食材宅配など)

	事業者名	サービス	主な料金	電話番号
1	ユーコープ	他	にぎわいコース (1食722円)	0120-351-450 ※一部お届けで きない地域もあ ります。

	事業者名	サービス	主な料金	電話番号
2	福祉クラブ	他	🔝 1,320円/1時間	547-1400
3	キュービック		📤 550円/15分	472-7912
4	デリバリーケアプラス		📤 600円/10分	949-0091
<u></u>	シルバー人材センター		📤 500円/30分	847-1800
6	愛コープ		📤 2,400円/1時間	470-6441
7	みどり野		📤 500円/15分	989-2325
8	横浜ハウネス		📤 1,100円/20分	433-8816
9	つばさケアサービス		亩 500円/15分	372-3384
10	うしおだ		📤 500円/15分	505-9574
11	ケアステーション大樹		📤 1,500円/30分	260-0873
12	泉の里		▲ 5,000円/2時間	625-3274
13	スリーA		📤 500円/15分	374-3673
14)	ケア・オフィス		📤 700円/15分	843-8328
15	らしく並木		庙 1,500円/1時間	791-7690
16)	ケアステーション桜		亩 500円/15分	334-7746
17	でっかいそら 天		₾ 300円/1回~	442-4240
18	ワーカーズコープ		📤 1,100円/30分	341-4192
19	若葉台		🖰 200円/1回	921-5550
20	レインボー横浜		📤 1,380円/30分	520-8544
21)	たすけあいあさひ		值 1,936円/1時間	360-0131
22	さくらの季		▲ 3,025円/1時間	717-5941
23	あゆみ		📤 600円/15分	935-1477
24)	ARM'S		📤 1,100円/10分	489-3586
25	みずたま介護ステーション		📤 1,320円/30分	989-4501
26	まごの手介護サービス		📤 1,500円/30分	252-6051
27	アイネットアイ横浜		📤 3,300円/1時間	325-8571

介護保険料の納め忘れはありませんか?

65歳以上の人が対象

保険料は介護保険サービスに必要な費用をまかなう重要な財源です。介護保険 制度を維持していくためには、保険料を納付していただくことが大切です。

納め忘れの人には督促状などを送付しています。指定期日までに納付がない 場合、介護保険サービス利用の有無にかかわらず、法令に基づき財産差押など の滞納処分を受ける場合があります。

また、保険料を納付している人との公平を図るため、介護保険サービスを利 用する際、自己負担が多くなる場合があります。

2年以上の

滞納

1年以上の サービス費用が一時的に全額自己負担になり、 後日申請により保険給付分が払い戻されます。

滞納

滞納した期間に応じて一定期間、サービス費用 の自己負担が3割または4割になり、また、高額 介護サービス費などの支給が受けられない場 合があります。

【問合せ】健康福祉局介護保険課 図671-4254 図550-3614